

要旨 交渉と法教育—自立型市民の養成

『帝塚山法学』第26号追悼記念号 1頁～14頁 (2014年11月)

野村美明

法教育は、法を教える教育ではない。法教育の最終目標は、法的素養や法的資質の基礎を育て、自由で公正な社会づくりをすることにある。法は自由で公正な社会秩序を作るための手段であって、自由で公正な社会を担う市民がいなければ機能しない。自由で公正な社会秩序は、市民の1人1人が法的主体となって意思決定を行い、交渉により相手との関係を結んだり調整したりすることによって成立する。

法教育の目的は、自ら法的主体となって意思決定を行い、社会的な関係を結んでいくことができる市民を養成することにある。法教育がこの目的を実現するためには、人が他者と関係を結ぼうとする場合の基本的行為である交渉を中核とした実践的な教育方法が効果的である。

交渉を中核とする法教育は、他人との関係形成、合意形成および秩序形成という交渉本来の役割を身につけることを学習目標とする点で、きわめて具体的で実践的な教育である。また、①法分野を問わない応用ができる、②相手のことを考える力の養成ができる、③気づきを通じた実践力の習得ができるおよび④自主性とチームワーク・リーダーシップの養成も可能となるという他の教育方法にない大きな特徴を有している。

法教育の目指すところは、最終的にはシティズンシップあるいは公民教育の目標と一致すると思われる。しかし、シティズンシップや公民教育という言葉は日本ではしばしば曖昧な意味でしか理解されておらず、国家や社会にとって都合のよい市民を育成しようという目的を持つものだという一面的な解釈を生じさせるおそれがある。

日本における法教育とシティズンシップ教育との関係は、イニシアティブをとる官庁の相違や法と政治という観点の相違などが存在し、さらなる整理を要するが、いずれは収束していくと考えられる。しかし日本の現状では、シティズンシップや公民教育という言葉は抽象的で曖昧にしか受け取られない。他方、法の枠組みを利用して行われる交渉や合意形成・秩序形成を通じて法の形成につながる交渉に着目すれば、法教育の目標は具体的に絞られてくる。

以上の理由から、本稿はシティズンシップや公民教育ではなく、法教育の観点から交渉を中核とする実践的法教育という考え方を提案している。